

平成22年度第2回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

日 時：

・平成22年（2010年）12月7日（火）午前9時30分～午前10時30分

場 所：

・箕面市役所別館6階第2会議室

出席者：

・箕面市都市景観審議会委員（6名）

会長 久 隆浩氏 委員 今枝 章平氏

委員 稲野 正信氏 委員 尾崎 博章氏

委員 石川 照二氏 委員 北倉 謙造氏

臨時委員 藤崎 浩治氏（案件2のみ）

・その他

市関係者（4名）

事務局（3名）

傍聴者（7名）

審議内容：

市長挨拶後、事務局より所定の報告を行い、委員の過半数の出席（委員9名中6名の出席）を確認し、会議が成立していることを報告した。

その後、案件の審議に入る。

【案件1】都市景観基本計画、景観計画及び都市景観形成地区基準の変更について （諮問）

市より、箕面森町（水と緑の健康都市）地区における都市景観形成地区の追加指定について説明を行った後、審議を行った。

<【案件1】の審議内容>

委員： 景観計画の基準に「ファサード」という表現があるが、専門用語であるため、一般市民には理解しにくい。

また、緑化基準において、郷土種を使用するよう努めるとあり、その中でツバキも一例として示されているが、以前近所の公園の手入れをボランティアで

していた時に、市の公園担当課がツバキを一斉に伐採したことがあった。住民の要望として、きっちり手入れするからなんとか残せないかと申し出たが認められなかった。市が伐採している樹種を基準に盛り込むことに矛盾が生じないか。

市： ファサードは、専門用語であるため、景観計画（屋外広告物景観形成誘導基準の中）に補足説明を掲載している。

また、ツバキについては、ご指摘のとおり5、6年前にチャドクガ（茶毒蛾）が大量発生したため、公園内のツバキを一斉伐採したことがある。

しかし、箕面森町については、開発前に行った環境アセスメントの中で、ツバキが郷土種として存在していることが確認されているため、基準に盛り込んだものである。

郷土種の誘導と併せて、適切な管理手法についても併せて指導していく。

会長： 公有地（公園）と私有地（個人の敷地）の違いは一定考慮する必要がある。また、ファサードとは建築物の外観を構成する主要な立面という意味である。

委員： 審議会の意見として、諮問（案）の基準を変更すれば箕面森町全体の基準も変わってしまうのか。

会長： 今回はあくまで計画住宅地区1と沿道施設地区2の基準を案として示されているもので、全体が変わってしまう訳ではない。

委員： 参考までに、サザンカにもチャドクガが良く付く。

会長： いくつか質問があったが、諮問原案のとおり妥当であるという答申を行ってよいか。

（異議なし）

会長： 諮問原案のとおり妥当であると答申することとする。

【案件2】山すそ景観保全地区内の建設行為等の審査について（諮問）

市より、山すそ景観保全地区内の建設行為の概要について説明を行った後、審議を行った。なお、本案件について、臨時委員として、箕面市都市景観アドバイザーの藤崎浩治氏に出席を求めた。

<「案件2」の審議の内容>

委員： 緑化をしっかりと施される計画は良いが、これだけ広大な敷地で緑化を行うと、落葉の処理などが大変である。管理手法も確認する必要があるのではないか。

会長： まちなみづくり相談において、都市景観アドバイザーからの助言、指導は何かあったのか。

臨時委員： アドバイスの段階では詳細な植栽計画が示されていないので、管理手法まで指導をしていないが、ホームセンターという業態であり、外構や植栽の管理には精通されていると認識している。

会長： 緑地の管理については、届け出を受けるなかで事務局から指導していただくこととし、審議結果としては、諮問原案のとおり妥当であるという答申を行ってよいか。

(異議なし)

会長： 諮問原案のとおり妥当であると答申することとする。

会長： 彩都粟生地区でも、地区の南側に位置する敷地は、山なみまでの距離が遠いため、配慮を求めるといっても難しい。今回の案件も審議対象の規模ではあったが、事業者も配慮をするのに苦労されたと思う。

<その他の意見交換の内容>

委員： NPO みのお市民まちなみ会議という箕面市の景観の周知啓発や調査を行う団体に所属している。今回、委員の皆さまにも、その活動を知っていただきたいため、会報誌「まちなみ通信」の最新号をお配りしたいが良いか。

(異議無し、会報誌を配布した。)

会長： 同団体は当初の箕面市都市景観基本計画を策定する際に立ち上がった団体で、10年来活躍されており、箕面市の景観施策の推進に積極的に協力いただいている。

以上